

令和6年度(2024年度)道外向けの道産酒米及び
道産酒米を使用した日本酒の認知度向上事業委託業務処理要領

1 目的

この要領は、道外向けの道産酒米及び道産酒米を使用した日本酒の認知度向上事業業務（以下「委託業務」という。）の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容及び業務実施方法

本業務では、酒米や日本酒の持つ個性やストーリーを活かして、道外への道産酒米及び道産酒米を使用した日本酒の認知度向上を図るため、「北海道の酒米を語ろう2024（仮称）」を開催し、その内容をパンフレット等にして情報発信する。なお、本委託業務の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

(1) 「北海道の酒米を語ろう2024（仮称）」の開催業務

ア 開催内容

(ア) 開催時期及び開催時間

令和6年(2024年)8月下旬の1日間

意見交換会2時間、交流会2時間を目安とする

(イ) 開催場所

原則、東京都内とする。

交通機関利用等を勘案し利便性が良くかつ飲食が可能な会場を使用する

(ウ) 参加者

道内外酒蔵の杜氏、卸・小売業者、生産者、道関係者等30～40名程度

(エ) プログラム

① 意見交換会（ロの字型）

道産酒米の良さ、道産酒米ならではの醸造技術、道産酒米に求めること等についての意見交換会（日本酒の試飲あり）

② 交流会（立食形式）

参加者同士の関係強化に向けた、道産酒米を使用した日本酒と道産のおつまみを提供した交流会

交流会では、専門家と杜氏、卸・小売業者による、参加蔵と全ての道内蔵の道産米を使用した日本酒の紹介コーナーを設置し、その場でのPRと動画撮影を実施

イ 業務の分担

委託者と受託者の業務の分担は、別紙のとおりとする。

(2) 情報発信業務

道産酒米及び道産酒米を使用した日本酒を、酒蔵、卸・小売業者、飲食店等へ効果的に情報発信する。

ア 実施内容

(ア) 意見交換会の発言内容、道産酒米・日本酒のPR等をまとめたパンフレット制作（指定部分の成果品）

紙媒体 300 部及び電子媒体

(イ) 交流会での日本酒紹介動画撮影及びその動画を素材とした動画制作（指定部分の成果品）

日本酒PR動画（30分程度）

(ウ) 上記パンフレット及び動画を広く周知するための複数の媒体の提案及び情報発信

イ 業務の分担

委託者と受託者の業務の分担は、別紙のとおりとする。

(3) 報告書の作成

(1)～(2)の実施結果を取りまとめた報告書を作成し、紙及び電子データで各1部提出すること。

3 資料及び電子データの取扱い

委託者は、受託者に対し、本業務により作成又は取得した資料及び電子データの引渡しを求めることができる。

4 提出書類

委託契約書の各条項に定める提出書類は、次によるものとする。

委託契約書条項	提出書類	様式
第4条	業務処理計画書	別紙第1号様式
第6条	業務処理責任者選定通知書	別紙第2号様式
第11条第1項	実績報告書	別紙第3号様式
	収支精算書	別紙第4号様式
第12条第1項	指定部分実績報告書	別紙第5号様式
第14条第1項	概算払請求書	別紙第6号様式
	収支計画書	別紙第7号様式

- (1) 委託期間中の現地調査等、業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出の際には、経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。
- (2) 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。
- (3) 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額が確定すること。

5 留意事項

- (1) 受託者は、成果品が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。
- (2) 本業務により制作された成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て北海道に帰属するものとする。
- (3) その他関係法令を遵守し、諸手続を行うこと。
- (4) 受託者は、北海道の承諾なしに本委託業務で作成した成果品及び資料を他に流用できないものとする。
- (5) 成果品は、北海道が自由に二次利用できるものとする。
- (6) 上記に記載のない事項及び内容の詳細等については、必要が生じた都度、協議により決定するものとする。

6 その他

この要領に定めのない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。

別紙 業務の分担

区 分	委 託 者	受 託 者
全体	1 事業実施に係る指導監督 2 会場の選定と会場使用料の負担 3 参加者、司会者、専門家の選定と調整、案内、旅費・謝金の負担 4 試飲用日本酒の銘柄選定（20銘柄程度）	1 会場の提案（候補は2カ所以上）。 予算：50万円/1日（税込）以内 なお、会場は1会場を2つに分割して使用することも可。 2 会場の設営・撤去（ゴミ処理含む） 3 備品・資機材（机・椅子・マイク・撮影機材等）の調達と費用負担及び会場との諸調整（会場の下見含む） 4 試飲用日本酒の調達と費用負担（四合瓶50本程度） 5 意見交換会・交流会当日はスタッフ4名以上を派遣
意見交換会 （試飲あり）	1 進行	1 進行補助 2 オンライン中継 3 必要資材（グラス・トレイ等）の調達と費用負担 4 意見交換会全体と発言者の複数アングルによる撮影と記録用動画制作（内容は受託後の協議により決定）（指定部分の成果品） 目 的：記録用 規 格：MP4形式2時間程度の動画（音声・テロップあり） 納品は電子媒体（DVD等の記録媒体）による 納 品 先：農政部生産振興局農産振興課
交流会 （各酒蔵ごとの の日本酒紹介コ ーナーあり）	1 進行	1 進行補助 2 各酒蔵ごと（20蔵程度）の日本酒紹介資料の作成（電子データのみ） 3 必要資材の調達と費用負担 ・日本酒保管用の冷蔵庫（四合瓶50本程度保管できるもの） ・グラスや皿などの食器類 ・道産おつまみ（費用は1,000円/人程度。内容は受託後の協議により決定）
情報発信	1 提案された媒体の選定・情報発信	1 意見交換会の発言内容、道産酒米・日本酒のPR等をまとめたパンフレット制作（内容は受託後の協議により決定）（指定部分の成果品） 目 的：酒蔵、卸・小売業者、飲食店等に対するPR 規 格：A4中綴じ8P、両面カラー、光沢紙を基本とすること（受託後の協議により決定） 作成部数：紙媒体300部及び加工可能な電子媒体（DVD等の記録媒体による） 納 品 先：農政部生産振興局農産振興課 2 交流会での酒蔵ごと（20蔵程度）の日本酒紹介動画撮影とその動画を素材とした動画制作（内容は受託後の協議により決定）（指定部分の成果品） 目 的：酒蔵、卸・小売業者、飲食店等に対する日本酒のPR 規 格：MP4形式15分程度のPR動画（1カメラ、音声・テロップ・BGMあり） 各酒蔵ごとフルHD形式の素材動画 納品は電子媒体（DVD等の記録媒体）による 納 品 先：農政部生産振興局農産振興課 3 上記パンフレット及び動画を広く情報発信するための複数媒体の提案・情報発信（内容は受託後の協議により決定）